



三重県公報

令和元年10月23日(水)

第 49 号

毎週火・金曜日発行

目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
	告 示		
394	証紙の販売所の所在地を変更する旨の届出	(出 納 局)	2
	選 管 告 示		
53	選挙の効力に関する審査申立てに対する裁決	(選挙管理委員会)	2
	公 告		
	土地改良区役員の就任の届出	(農 地 調 整 課)	3
	公共測量を実施する旨の通知	(公 共 用 地 課)	3
	公共測量が終了した旨の通知	(同)	3
	都市計画の変更案の縦覧	(都 市 政 策 課)	4
	同件	(同)	4
	同件	(同)	4
	環境影響評価準備書及び要約書の縦覧	(同)	5
	開発行為に関する工事の完了	(建 築 開 発 課)	6

告 示

三重県告示第 394 号

三重県証紙条例（昭和 40 年三重県条例第 12 号）第 5 条第 1 項の規定により指定した証紙の販売人から、販売所の所在地を次のとおり変更する旨の届出がありました。

令和元年 10 月 23 日

三重県知事 鈴木 英 敬

販売人の名称	販売所の名称	所在地		変更年月日
		旧	新	
株式会社三重銀行	長太支店	鈴鹿市長太旭町 4 丁目 18 番 11 号	鈴鹿市長太旭町 5 丁目 326 番地	令和元年 11 月 5 日
	楠支店	四日市市楠町南川 85 番地の 6	鈴鹿市長太旭町 5 丁目 326 番地	

選 管 告 示

三重県選挙管理委員会告示第 53 号

令和元年 9 月 25 日付けで三重県松阪市久保町 502 番地南郊団地 21 棟 117 号奥西猛から提起されました令和元年 9 月 8 日執行の松阪市長選挙の選挙の効力に関する審査の申立てについて、令和元年 10 月 8 日に裁決しましたので、公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 215 条の規定により、次のとおり告示します。

令和元年 10 月 23 日

三重県選挙管理委員会委員長 高 木 久 代

裁 決 書

三重県松阪市久保町 502 番地南郊団地 21 棟 117 号

審査申立人 奥西 猛

上記審査申立人（以下「申立人」という。）から令和元年 9 月 25 日付けで提起された令和元年 9 月 8 日執行の松阪市長選挙（以下「本件選挙」という。）における選挙の効力に関する審査の申立てについて、三重県選挙管理委員会（以下「当委員会」という。）は、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査の申立てを棄却する。

審査申立ての要旨

申立人は、本件選挙の選挙の効力に関し、令和元年 9 月 13 日付けで松阪市選挙管理委員会（以下「市委員会」という。）に対し、異議の申出を行ったところ、市委員会は令和元年 9 月 21 日付けでこの申出を棄却する旨の決定（以下「原決定」という。）を行った。

申立人は、これを不服として当委員会に対し、市委員会の決定を取り消し、本件選挙の効力を無効とする旨の裁決を求めて、本件審査の申立てを行ったものである。

申立ての理由の要旨は、次のとおりである。

本件選挙の投票率が 38.28%と低かったため、有権者の民意が反映されているとは言えず、本件選挙は無効である。

裁決の理由

当委員会は、本件審査の申立ての要件を確認したところ、公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 202 条第 2 項に基づく適法なもの認められたので、これを受理し、次のとおり慎重に審理した。

選挙の効力を争う争訟において選挙が無効とされるのは、公職選挙法第 205 条第 1 項の規定により、その選挙が「選挙の規定に違反すること」があり、かつ、その規定違反のために選挙の結果に異動を及ぼす虞がある場合

に限られている。

この「選挙の規定に違反すること」とは、「主として選挙管理の任にある機関が選挙の管理執行の手續に関する明文の規定に違反すること、又は直接そのような明文の規定はなくとも、選挙の管理執行の手續上、選挙法の基本理念たる選挙の自由公正の原則が著しく阻害されることを指称」（最高裁判所昭和 60 年（行ツ）181 号昭和 61 年 2 月 18 日第三小法廷判決・裁判集民事 147 号 61 頁）するものとされている。

申立人は、本件選挙の投票率が低かったことを理由として本件選挙を無効と主張して、棄権者に対する再投票の実施を求めている。

しかし、当該主張については、公職選挙法第 205 条第 1 項に規定する「選挙の規定に違反すること」には当たらないことから、選挙の無効の主張としては認められない。

以上により、当委員会は、主文のとおり裁決する。

令和元年 10 月 8 日

三重県選挙管理委員会委員長 高木久代

教示

この裁決に不服がある者は、この裁決書の交付を受けた日から起算して 30 日以内に、三重県選挙管理委員会を被告として（訴訟において三重県選挙管理委員会を代表する者は三重県選挙管理委員会委員長となる。）、名古屋高等裁判所に訴えを提起することができる。

公 告

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 18 条第 17 項の規定により、次の土地改良区から役員の就任の届出がありました。

令和元年 10 月 23 日

三重県知事 鈴木英敬

市木川沿岸土地改良区（南牟婁郡御浜町大字下市木 919 番地 10）

就任理事

南牟婁郡御浜町大字下市木 3906-6

瀬古真吾

〃 〃 大字阿田和 6120-1

鈴木基朗

就任監事

南牟婁郡御浜町大字阿田和 6120-1

中村正男

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 1 項の規定により、次の公共測量を実施する旨、亀山市長から通知がありました。

令和元年 10 月 23 日

三重県知事 鈴木英敬

1 作業種類

公共測量（道路台帳補正業務）

2 作業期間

令和元年 9 月 10 日から令和 2 年 3 月 19 日まで

3 作業地域

亀山市全域

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 2 項の規定により、次の公共測量が令和元年 8 月 30 日に終了した旨、三重県桑名建設事務所長から通知がありました。

令和元年 10 月 23 日

三重県知事 鈴木英敬

1 作業種類

公共測量（基準点測量）

2 作業地域

いなべ市

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項において準用する同法第 18 条第 1 項の規定により、都市計画を変更したいので、同法第 21 条第 2 項において準用する同法第 17 条第 1 項の規定により、次のとおり当該都市計画の案を公衆の縦覧に供します。

なお、当該都市計画の案については、同法第 21 条第 2 項において準用する同法第 17 条第 2 項の規定により、縦覧期間満了の日までに、三重県に意見書を提出することができます。

令和元年 10 月 23 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 都市計画の種類及び名称
鈴鹿都市計画道路
3・1・28 号北勢バイパス
- 2 都市計画を定める土地の区域
都市計画の図書において表示します。
- 3 都市計画の案の縦覧場所
三重県県土整備部都市政策課及び鈴鹿市都市整備部都市計画課
- 4 縦覧期間
令和元年 10 月 23 日から同年 11 月 6 日まで

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項において準用する同法第 18 条第 1 項の規定により、都市計画を変更したいので、同法第 21 条第 2 項において準用する同法第 17 条第 1 項の規定により、次のとおり当該都市計画の案を公衆の縦覧に供します。

なお、当該都市計画の案については、同法第 21 条第 2 項において準用する同法第 17 条第 2 項及び環境影響評価法（平成 9 年法律第 81 号）第 42 条第 1 項の規定により、三重県に意見書を提出することができます。

令和元年 10 月 23 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 都市計画の種類及び名称
鈴鹿都市計画道路
1・4・1 号鈴鹿亀山道路
3・3・5 号鈴鹿中央線
3・4・8 号加佐登鼓ヶ浦線
- 2 都市計画を定める土地の区域
都市計画の図書において表示します。
- 3 都市計画の案の縦覧場所
三重県県土整備部都市政策課、三重県鈴鹿建設事務所事業推進室幹線道路課及び鈴鹿市都市整備部都市計画課
- 4 縦覧期間
令和元年 10 月 23 日から同年 11 月 21 日まで
- 5 意見書の提出期限
令和元年 12 月 6 日（郵送の場合は当日消印有効）

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項において準用する同法第 18 条第 1 項の規定により、都市計画を変更したいので、同法第 21 条第 2 項において準用する同法第 17 条第 1 項の規定により、次のとおり当該都市計画の案を公衆の縦覧に供します。

なお、当該都市計画の案については、同法第 21 条第 2 項において準用する同法第 17 条第 2 項及び環境影響評価法（平成 9 年法律第 81 号）第 42 条第 1 項の規定により、三重県に意見書を提出することができます。

令和元年 10 月 23 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 都市計画の種類及び名称
亀山都市計画道路

- 1・4・1 号鈴鹿亀山道路
- 3・4・2 号川崎下庄線
- 2 都市計画を定める土地の区域
都市計画の図書において表示します。
- 3 都市計画の案の縦覧場所
三重県県土整備部都市政策課、三重県鈴鹿建設事務所事業推進室幹線道路課及び亀山市産業建設部都市整備課
- 4 縦覧期間
令和元年10月23日から同年11月21日まで
- 5 意見書の提出期限
令和元年12月6日（郵送の場合は当日消印有効）

環境影響評価法（平成9年法律第81号。以下「法」という。）第40条第2項の規定により読み替えて適用される法第14条第1項の規定により、環境影響評価準備書を作成しましたので、法第40条第2項の規定により読み替えて適用される法第16条の規定により、次のとおり環境影響評価準備書及び要約書を縦覧に供します。

令和元年10月23日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 都市計画決定権者の名称
三重県
三重県知事 鈴木 英敬
- 2 都市計画対象事業の名称、種類及び規模
 - (1) 名称 都市計画道路 鈴鹿亀山道路
 - (2) 種類 一般国道の改築
 - (3) 道路延長 約10km
- 3 都市計画対象事業が実施されるべき区域
環境影響評価準備書において表示します。
- 4 法第40条第2項の規定により読み替えて適用される法第15条第1項の対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲
鈴鹿市及び亀山市の一部
- 5 準備書の縦覧の場所、期間及び時間
 - (1) 縦覧の場所
三重県県土整備部都市政策課、三重県鈴鹿建設事務所事業推進室幹線道路課、鈴鹿市都市整備部都市計画課及び亀山市産業建設部都市整備課
 - (2) 期間
令和元年10月23日から同年11月21日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除きます。）
 - (3) 時間
午前8時30分から午後5時まで
- 6 意見書の提出について
当該環境影響評価準備書については、環境の保全の見地からの意見を書面又はE-mailにより提出することができます。
- 7 法第40条第2項の規定により読み替えて適用される法第18条第1項の提出期限及び提出先その他意見書の提出に必要な事項
 - (1) 提出期限
令和元年12月6日（郵送の場合は当日消印有効）
 - (2) 提出先
〒514-8570 三重県津市広明町13番地
三重県県土整備部都市政策課都市計画班
FAX 059-224-3270
E-mail アドレス toshiki@pref.mie.lg.jp
 - (3) その他意見書に必要な事項

ア 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）を記載するものとします。

イ 意見書の提出の対象である準備書の名称を記載するものとします。

ウ 意見は、日本語により、意見の理由も含めて記載するものとします。

8 準備書説明会の開催を予定する日時及び場所

令和元年 11 月 14 日 午後 7 時から午後 9 時まで

鈴鹿市役所 12 階 1203 会議室

令和元年 11 月 15 日 午後 7 時から午後 9 時まで

亀山市総合保健福祉センターあいあい 2 階 大会議室

9 その他

当該環境影響評価準備書については、三重県県土整備部都市政策課のホームページでも公開しています。

ホームページアドレス <http://www.pref.mie.lg.jp/toshiki/hp/>

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条第 1 項の規定により許可しました開発行為に関する工事は、次のとおり完了しました。

令和元年 10 月 23 日

三重県知事 鈴木英敬

工事完了年月日	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	許可を受けた者の住所及び氏名
令和元年 10月2日	伊勢市小俣町明野 525 ほか 1 筆	松阪市大黒田町 239 東和ホーム株式会社 代表取締役 村林明和
令和元年 10月2日	松阪市中央町 504-2 ほか 3 筆ほか	松阪市郷津町 374-9 中里恵子
令和元年 10月3日	三重郡川越町大字亀崎新田字南新田 50-6 ほか 2 筆	三重郡川越町大字高松 1368-1 株式会社全栄 代表取締役 木村輝秀
令和元年 10月3日	三重郡川越町大字亀崎新田字里中 17-4	三重郡川越町大字豊田 1019-33 野呂正高
令和元年 10月7日	松阪市岡本町字中川原 352-1 ほか 2 筆ほか	松阪市岡本町 182-2 株式会社NAKAGAWA 代表取締役 中川文夫
令和元年 10月9日	松阪市駅部田町字土取 950-3 ほか 6 筆	松阪市春日町 2 丁目 134 クエストホーム株式会社 代表 西坂憲昭
令和元年 10月9日	松阪市下村町字足太 1-17 ほか 6 筆ほか	松阪市久保町ツツジ谷 1925 村田建設株式会社 代表取締役 村田和也 松阪市大黒田町 239 東和ホーム株式会社 代表取締役 村林明和
令和元年 10月9日	松阪市内五曲町字中坪 65-2 ほか	松阪市宮町 238-2 株式会社ユタカ開発 代表取締役 藤田光昭

発行 三 重 県

三重県津市広明町 13 番地
三重県総務部法務・文書課
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <http://www.pref.mie.lg.jp/>
